

## 寄附金の振込みにあたって（お願い）

寄附金を現金で金融機関にてお振込みされる際は、本人確認書類（運転免許証、健康保険証、パスポートなど）が必要です。

- 平成19年1月4日から、本人確認手續に関する法令\*の改正により、金融機関において10万円を超える現金\*\*の振込みを行う場合には、本人確認書類の提示が必要となります（ATMでは、10万円を超える現金の振込みができません）。
- 10万円を超える現金振込みの際には、振込みの手續を行う方の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、パスポートなど）をご用意のうえ、金融機関の窓口をご利用ください。

\*マネー・ローンダリング、テロ資金対策のための国際的な要請を受けて行われたものです。

\*\*現金ではなく預貯金口座を通じて振込みを行う場合は、ATM・窓口のいずれにおいても、これまでと同様の手順・方法で振込むことができます。（口座開設の際に本人確認の手續が済んでいない場合には、窓口で本人確認書類の提示が必要となることがあります。）

- ◆ 本人確認書類の提示がない場合には、金融機関では、10万円を超える現金によるお振込みができません。
- ◆ 代理の方が振込名義人に代わって振込みの手續を行う場合には、振込名義人と代理の方、両方の本人確認書類が必要となります。  
なお、金融機関では、振込みの目的（寄附金であること）をお尋ねすることがありますのでご承知おきください。
- ◆ 詳しくは、振込みを依頼する金融機関にお問い合わせください。